## 様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県都市計画 (都市計画課	☑審議会 総務・企画・景観:	担当)	
設置年月日	昭和44年7月	2日		
設置根拠等	都市計画法第7			
		埼玉県都市計画審議会条例		
委員定数・任期 職務内容	22人・学識経験者2年 都市計画法により権限に属させられた事項を調査審議し、知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。			
公開・非公開の別	公開			
令和4年度の 活 動 状 況	開催回数開催日	場所	議題等	
・開催日 ・場 所 ・議題等	第249回 7月21日	ロイヤルパインズ ホテル浦和	朝霞都市計画区域区分の変更 について 外11議案	
	第250回 9月20日	ロイヤルパインズ ホテル浦和	春日部都市計画区域区分の変 更について 外2議案	
	第251回 2月14日	ロイヤルパインズ ホテル浦和	秩父都市計画道路の変更につ いて 外1議案	

## 様式4-1 附属機関概要

	当成 闭 吸 女		
附属機関名 (庶務担当)	埼玉県開発審査 (都市計画課	会 総務・企画担当)	)
設置年月日	昭和44年11	月1日	
記 罢 扣 枷 <b>生</b>	都市計画法第78条		
設置根拠等	埼玉県開発審査会規則		
委員定数・任期	7人・2年		
職務内容	・開発許可処分等についての審査請求に対する裁決 ・市街化調整区域における開発行為等で、開発許可権者が許可等を しようとする場合の審査事案等		
公開・非公開の別	原則公開		
令和4年度の 活 動 状 況	開催回数 開催日	場所	議題等
・開催日・場 所	第321回	埼玉県県民健	三郷市における条例に基づく区域投票について
	9月8日	康センター	域指定について
・議題等	第322回中止	_	_
	第323回 1月31日	埼玉県県民健 康センター	富士見市内での開発行為につい て

## 様式4-1 附属機関概要

	1			
附属機関名 (庶務担当)	埼玉県景観審議会 (都市計画課 総務・企画・景観担当)			
設置年月日	平成元年7月1日			
	[根拠法令]執行機関の附属機関に関する条例第2条			
設置根拠等	[関係する法律等]埼玉県景観条例、埼玉県景観審議会規則			
委員定数・任期		15人以内・2年		
職務内容	景観及び屋外広告物行政に関する重要事項の調査審議			
公開・非公開の別	公開			
		•		
令和4年度の 活動状況	開催回数 開催 日	場所	議題等	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9月2日 第61回	埼 3 B 会議館 宝 第 全	<ul> <li>【議題】</li> <li>・公共デジタルサイネージへの民間広告の掲出について(中間報告)</li> <li>【報告事項】</li> <li>・埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて</li> <li>【議題】</li> <li>・埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて</li> </ul>	

様式4-1 附属機関概要

你工人————————————————————————————————————	<b>场 IX </b>
附属機関名	埼玉県建築審査会
(庶務担当)	(建築安全課 企画担当)
設置年月日	昭和25年11月
	建築基準法第78条
設 置 根 拠 等	埼玉県建築審査会規則
委員定数・任期	7名・2年
職務内容	建築基準法に規定する同意及び特定行政庁、建築主事若しくは建築 監視員又は指定確認検査機関の処分またはこれに係る不作為につ いて審査請求に対する裁決についての議決を行なうとともに、特定
	いて番重調水に対する数次についての議次を17なりとともに、特定   行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議す
	11以月の昭向に応じて、向法の施刊に関する里安争項を調査番譲する。
	審査請求に関する議決については非公開
公開・非公開の別	
	第1回
令和4年度の	令和4年5月27日(金)
活動状況	埼玉教育会館 303会議室
・開催日	<ul><li>建築基準法第44条第1項第2号許可</li></ul>
•場 所	・包括同意による許可の報告
・議 題 等	
	第2回
	令和4年7月28日(木)
	埼玉教育会館 303会議室
	<ul><li>建築基準法第44条第1項第2号許可</li></ul>
	・包括同意による許可の報告
	第3回
	令和4年9月29日(木)
	埼玉県知事公館 中会議室
	• 建築基準法第 4 4 条第 1 項第 2 号許可
	・包括同意による許可の報告
	公開口頭審査
	令和4年9月29日(木)
	埼玉県知事公館 中会議室
	・埼玉県建築審査会令和4年(不)第1号事件

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県宅地建物取引業審議会 (建築安全課 宅建相談・指導担当)		
設置年月日	昭和33年11月21日		
-1. 翠 -1. 柳 - ケ	宅地建物取引業法第73条		
設置根拠等	埼玉県宅地建物取引業審議会規則		
委員定数・任期	7人以内・2年		
職務内容	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。		
公開・非公開の別	原則公開 規則第6条に基づき、出席した委員の三分の二以上の多 数で議決したときは、公開しないことができる。		
令和4年別場 のの は のの	開催なし		

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県宅地建物取 (建築安全課 宅	文引業審議会 建相談・指導担当)	
設置年月日	昭和33年11月21日		
設置根拠等	宅地建物取引業法第73条		
故 恒 依 茂 寺	埼玉県宅地建物取引業審議会規則		
委員定数 • 任期	7人以内・2年		
職務内容	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。		
公開・非公開の別	は 間 か 聞 しし	見則第6条に基づき、出席した委員の三分の二以上の多 女で議決したときは、公開しないことができる。	
令活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開催なし		

様式4-1 附属機関概要

惊. 4 — I 的 A	男 倣 渕 帆 安
附属機関名 (庶務担当)	草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会 (八潮新都市建設事務所 換地・企画調整等担当)
設置年月日	平成9年11月18日
-0. Se 40 4m Ar	土地区画整理法第56条第1項
設置根拠等	草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規定
委員定数・任期	15人・5年
職務内容	換地計画、仮換地の指定等に関する事項について、土地区画整理法 に定める権限を行う。
公開・非公開の別	附属機関等の会議の公開に関する指針第4項に該 原則公開 当する場合は会議を公開しないことができる。
	1 第67回審議会
令和4年度の	開催日 令和4年7月1日(金)
活 動 状 況	場 所 八潮新都市建設事務所
・開催日	議題等 (1)仮換地の指定について(諮問)
・場所	(2) 保留地の決定について(諮問)
・議 題 等	(3)報告
	2 第68回審議会 開催日 令和5年1月27日(金) 場 所 八潮新都市建設事務所 議題等 (1)会長の選出 (2)会長代理の選出 (3)議席の決定 (4)仮換地の指定について (諮問) (5)保留地の決定について (諮問) (6)報告